

ビキニ国賠訴訟・高知地裁判決後の展開

太平洋核被災支援センター事務局長 山下正寿

示された被災船員救済の必要

ビキニ事件を意図的に隠し続けて「国の継続的不法行為」を糺し、核実験による被災船員の救済の道を拓くことを目的にして、訴訟を起こしました。訴訟では、証拠書類、証言、傍聴ともに被告の政府側を圧倒しました。国が60年余闇に葬り続けてきたビキニ事件の真相について、初めて司法の場で明らかにしたことは、歴史的な成果でした。7月20日の高知地裁判決は、20年の除斥期間を経過し、損害賠償請求権は消滅しているとして、原告の請求を棄却する不当判決でした。しかし、裁判長は判決文の最後で、次のように指摘しました。

「個々の漁船員が被ばくしたこと、被曝と健康状態の悪化との因果関係を立証することが困難を伴うことが否定できない。そうすると、長年にわたって顧みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる」「広島と長崎の原爆被爆者に適用されている被爆者援護法から国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、立法府及び行政府の一層の検討に期待するほかない」と、漁船員が被災したことを認めた上で、政府に被災漁船員への救済の道を求めています。判決で因果関係の立証の困難性を否定せず、救済の必要性について立法府と行政府に検討を求めたことは、全国の存命の被災漁船員の救済への道を拓く可能性を示しています。私たちは、新たな峯に向けて歩き始めています。

全国・世界的な展開をめざして

- 1 高松高裁に控訴し、「政府の不作为行為」を争点に、新たな資料、歴史・医科学からの証言を準備し、ネットワークづくり、傍聴参加、資金づくりなどの全国支援を呼びかけています。(第1回 1月22日13:30～高松高裁)
- 2、船員労災申請を厚労省社会保険審査会に再審査請求し、貨物船「弥彦丸」など新たに追加申請しました。
- 3、9月高知県議会で知事は「ビキニ被災船員救済に取り組み、太平洋核被災支援センターを支援する」と答弁し、健康対策部の協力を得て、元乗組員の死亡原因調査、証言記録化事業、健康相談会の開催などを準備中です。
- 4、被災船員(第5福竜丸・船舶を含む)を救済する新しい法律「核実験被災船員救済特別措置法」(仮称)制定に向けて、弁護士・研究者と協議の場を設置し、超党派の国会議員立法提案の全国支援要請に取り組みます。また、この立法化の取り組みは、核兵器禁止条約6条の核実験のヒバクシャ救済の道を世界に先駆けて具体化する活動として国際的連帯の中で進めます。